九　当該年度の四月二日以降において計量法指定市町村となつたことによる商工行政費の増額があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において計量法（平成四年法律第五十一号）第十条第二項の政令で定める市町村（以下この号において「計量法指定市町村」という。）について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

十　当該年度の四月二日以降において中小企業支援法指定市となつたことによる商工行政費の増額があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項の政令で指定する市となつた市（以下この号において「中小企業支援法指定市」という。）について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

［削る］

十一　当該年度の四月二日以降において中核市となつたこと。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において地方自治法第二百五十二条の二十二に規定する中核市となつた市について、仮に同年度の四月一日に中核市であつたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき都市計画費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた都市計画費に係る額を超える場合に、当該超える額に中核市となつた日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

十二　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる都市計画費の増額があること。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。

九　当該年度の四月二日以降において計量法指定市町村となつたことによる商工行政費の増額があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において計量法（平成四年法律第五十一号）第十条第二項の政令で定める市町村（以下この号において「計量法指定市町村」という。）について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

十　当該年度の四月二日以降において中小企業支援法指定市となつたことによる商工行政費の増額があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項の政令で指定する市となつた市（以下この号において「中小企業支援法指定市」という。）について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

十一　福祉事務所を設置する町村において生活保護に要する経費があること。

福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村について当該年度の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額の算定方法に準じて算定した額（ただし、当該年度に福祉事務所を設置した町村については、普通交付税に関する省令第九条第一項の表市町村の項第七号一算式アの符号C及びDを零として算定した額）とする。

十二　当該年度の四月二日以降において中核市となつたこと。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において地方自治法第二百五十二条の二十二に規定する中核市となつた市について、仮に同年度の四月一日に中核市であつたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき都市計画費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた都市計画費に係る額を超える場合に、当該超える額に中核市となつた日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

十三　当該年度の四月二日以降において中核市となつたこと。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。